

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

22期(1968/昭和43年)

断然たらざる選択と その後のいささかの頑迷

—三ヶ月章先生の鼓舞は間違っていたか—



会員 竹内 康二 (22期)

私の司法修習は、1968年からの2年である。当時は、我々若者にとっては、出たばかりの大学や周囲が騒然たる状態で、刑事法では当事者主義、起訴前捜査に対しての少なからずの反応を示していたこともある。当時の研修所は、紀尾井町にあり、木造庁舎であった。四ツ谷駅から通ったが、裏口をもっぱら使用し、狭い通路から敷地に入った。出席簿に捺印をするという慣行も面白かった。もちろん表門はあったが、これも前面道路から相当に奥行きがあった。この2年は思わざるほどに自由で楽しい期間であったと思う。勉強もあったが、しかし、旅行、社会見学など、夢の様な企画も数多く用意されていた。勉強で言えば、大学の時は論文を読むのが痛快であった記憶があるが、修習終了直後に、第1巻からなどという形式論ではないが、もう少し注釈民法を読んでおけばよかったと反省した記憶がある。2年間は、随分と大事に育てていただいた。若気の至りで偉そうな言動をしたように思う。反省と共に大いに感謝しているが、未だにお返しは出来ない。最高裁としては、判検弁の司法を預かる人間を育てる壮大な気風があったと思うが、我々が憲法的な理解をもとにこれを認識していたかはどうも自信がない。

研修所に入るまでは、生身の人間である判検弁に会ったこともなく、実務修習を含めて新鮮であったが、それまでの学者と比べて異なる印象であったと思う。総じて熱い感じの先輩ではなく冷静であった。ただ、冷静ではあったが、合同研修で招かれた学者の講演を聞いた後で、「勉強していないね」とのコメントを民裁教官が漏らされたときは、その気概を感じたのをよく

覚えている。同僚修習生諸君も、様々な学歴、職歴の者が多かったので、多彩な集団で、これもそれまでの環境とは相当に異なった。大いに勉強になった。実務修習の時期が十分長かったので、中身の濃い体験をさせていただいた。指導官からもっと厳しく教育を受けてしかるべきであったが、優しくされた。民裁での合同研修で、一人だけ違う意見を述べたら、裁判官教官から「秀逸だね」と言われたが、「秀逸」の意味が分からず隣の友人にそっと教えて貰って、へえ、そうかなと思ったことは今でも覚えている。その教官は、早く亡くなられた。

研修所の教育を受ける立場での総じての印象は、現実論として、司法における文書能力であったし、実務でのよくできた文書・書式が資料であるので、どうしても、書式尊重精神を残していることであった。また、結論はともかくとの前提があり違和感があったが、どのような論理を辿ったかを実体法に則して的確に示し、正しい結論であるとの構えを示すという言葉構成の外観尊重精神であるようにも思われた。その意味で、事実の認定などは自分の力で涵養するものと思われ、証拠の見方も自分で体得するのだと思われた。さらに、特別講義を除いては、外国ではどうかというような興味を起させる余裕などは教室ではなくて、わが国情報だけに集中されていた。誰もがそのような興味を持たないようにも見えた。今思えば、外国の法事情を教えるのは並大抵ではないという責任感のある自重の態度でもあったろう。私にとっては、幸いなことに、無事に、楽しく、時に勉強しながら過ごした美しい2年であった。